

令和6年7月10日

白河市長 鈴木和夫様

白河市下水道事業審議会
会長 坂上義之



下水道使用料の改定について（答申）

令和5年11月20日付け5下第626号で諮問がありました下水道使用料の改定については、慎重に審議した結果、当審議会の意見を「答申書」により提出いたします。

下水道使用料の改定に関する
答申書

令和6年7月10日

白河市下水道事業審議会

1 はじめに

下水道は、日常生活における汚水の処理や雨水排水による浸水を防止する役割、住宅周辺から発生する悪臭や害虫発生防止を図り、快適な市民生活を維持していくために欠かすことのできないインフラの一つであり、将来にわたってその経営を継続し、安定的な下水道サービスを提供しなければならない。

本市の下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の運営を行っている。

公共下水道事業では、市街地における下水を排除し処理することを目的に、昭和 56 年 2 月に事業認可を得て工事に着手し、令和 5 年度末の下水道整備率は 95.47%まで進捗した。

農業集落排水事業では、農村部のし尿や生活排水等の処理と水質保全を目的に、昭和 52 年から工事に着手し、平成 26 年度の事業完了までに 21 処理区で 2,080ha の整備を行った。

特定地域生活排水処理事業では、公共下水道や農業集落排水の事業計画のない市内全域を対象として、快適な生活環境を確保する目的に、令和 5 年度末で 780 基の浄化槽を設置した。

下水道事業の運営において、本市では令和 2 年度に地方公営企業法を適用し、これまでの歳入歳出決算から発生主義とする企業会計へ移行したことで、独立採算の原則に基づき、使用者より納めていただく下水道使用料を基本とする運営に移行している。

経営の基盤となる下水道使用料は、使用者に対して公平な負担となるよう配慮し、適正な受益者負担のもと、一層安定した経営が将来的に確保できることが必要である。

本審議会では、厳しさを増す財政状況などを踏まえ、下水道事業の経営を持続可能で安定的に維持していくため、令和 5 年 11 月 20 日付け 5 下第 626 号で白河市長より下水道使用料改定の諮問を受け、3 回にわたり慎重に審議を重ね、次のとおり結論を出したので、ここに答申するものである。

2 下水道使用料改定について

(1) 下水道使用料の在り方

本市の下水道使用料は、平成 20 年に改定して以来、15 年が経過している。

現在の下水道使用料単価は 145 円/m³であり、国が要請する全国平均単価の 150 円/m³を下回っていることから、改善が求められている。

公営企業である下水道事業においては、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算制の原則が適用されているため、これまで市は経費削減に取り組んできたが、現在の下水道使用料体系では、汚水処理に係る経費を賄うことができず、市税を財源とする一般会計からの多額の補助を受けることによって、下水道経営が維持されている状況である。

一般会計からの補助（基準外繰入金）は、令和 4 年度において約 1 億 7 千万円であり、毎年、同程度の基準外繰入金を受け入れている。

下水道整備区域を拡張する時代は、新規利用者の増加など財源の増収があったが、近年では人口減少や節水機器の普及などにより、下水道使用料の大幅な増加は期待できない。加えて、今後は下水道施設の老朽化による施設・設備の更新費用の増加が見込まれ、下水道事業の経営環境は厳しさを増すとともに、少子高齢化の進行や新たな行政課題への対応などにより、市の財政状況は更に厳しくなることが懸念される。

このような状況を鑑み、将来にわたり、安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供し、事業の円滑な運営を維持していくためには、受益者負担の原則に従い、汚水処理費に係る経費を下水道使用料で回収できるよう、下水道使用料の改定は必要であると考えます。

しかし、下水道使用料改定に際しては、急激な使用料の増額による市民生活に与える影響や地元経済を支える大口使用者への影響などを考慮することは必要であり、過度な負担を強いる改定とならないよう十分に配慮すべきであると考えます。

(2) 下水道使用料算定期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

使用料対象経費を積算する期間は、一般的に3年から5年程度に設定することが適当であるとされているが、社会情勢、経済情勢等の変化を随時反映することが必要であることから、3年間とすることが適当である。

(3) 改定率

11.2%

今回の改定では、下水道使用料算定期間内に、決算実績及び経営戦略に基づき算出される基準外繰入金1億9千万円(3か年平均)をすべて解消するためには32%の改定が必要となるが、これを一度に解消するのではなく、下記の下水道使用料改定計画のとおり、段階的に改定することを目標とする。

ただし、第2段階以降の改定率については、改定前に再検討を行うこととするが、改定率を算出するための基礎となる経営戦略は、今後の経営状況、社会情勢、物価状況の動向を注視した見直しが必要である。

なお、市は、基準外繰入金の抑制に努めるために、更なる経費削減を図るなど下水道事業経営の合理化を図り、今回の改定率より低い水準となるよう、引き続き最善の経営努力を行うことを要望する。

【下水道使用料改定計画】

	改定時期	改定率	増収額	年間収入
第1段階	令和7年度	11.2%	66,731千円	660,324千円
第2段階	令和12年度	11.2%	73,633千円	733,957千円
第3段階	令和17年度	7.0%	51,609千円	785,566千円

計 191,973千円(基準外1.9億円)

(4) 使用料体系の見直し

下水道使用料体系であるが、平成20年度に4市村合併前（旧白河市・旧表郷村・旧大信村・旧東村）の使用料を統一するため、汚水量ごとに定める使用料単価を市内同一に改定したことに加え、基本水量と汚水量区分については、平成6年度に設定した内容がその後改定されることなく現在に至っていることから、現行の使用料体系が市民には十分に浸透している。

よって今回の改定では、現行の使用料体系を維持することで、基本使用料単価と従量使用料単価を全て一律改定することが適当である。

また、公衆浴場汚水の使用料については、前回の改定時と同様に、基本使用料のみ一般汚水と同じ単価で改定することが適当である。

* 料金表 〈現行と改定案の比較表〉

(1ヵ月/1m³につき・税抜き)

種類	区分	汚水量	現行	改定案	現行差
一般汚水	基本使用料	10m ³ まで	1,150円	1,280円	130円
	超過料金	11m ³ を超え 20m ³ まで	143円	159円	16円
		20m ³ を超え 30m ³ まで	151円	167円	16円
		30m ³ を超え 50m ³ まで	159円	176円	17円
		50m ³ を超え 100m ³ まで	171円	190円	19円
		100m ³ を超え 200m ³ まで	187円	207円	20円
		200m ³ を超え 500m ³ まで	206円	229円	23円
		500m ³ を超える分	225円	250円	25円
公衆浴場汚水	基本使用料	10m ³ まで	1,150円	1,280円	130円
	超過料金	10m ³ を超える分	50円	据置	—

* 汚水量別使用料 〈現行と改定案の比較表〉

(1ヵ月/税込み)

汚水量	現行	改定案	現行差
10m ³	1,265円	1,408円	143円
20m ³	2,838円	3,157円	319円
30m ³	4,499円	4,994円	495円
50m ³	7,997円	8,866円	869円
100m ³	17,402円	19,316円	1,914円
200m ³	37,972円	42,086円	4,114円
500m ³	105,952円	117,656円	11,704円
1,000m ³	229,702円	255,156円	25,454円

(5) 改定時期

令和7年10月施行

令和6年9月又は12月定例市議会で議決を得た後、使用者への周知期間等を考慮し、令和7年10月に下水道使用料改定を行うことが適当である。

3 附帯意見

- ①下水道使用料改定は、使用者の生活等への影響が大きく負担増を伴うものであることから、市は可能な限り、下水道使用料改定率の低減化を図り、住民及び事業者の負担を軽減する必要がある。
- ②適正な使用料について原則5年ごとに検討を行い、使用料改定を実施されるということであるが、将来の下水道使用料改定率を低減していくために、市は更なる経営の合理化による事業費の縮減及び下水道使用料改定以外の収入財源の確保に一層努め、引き続き経営努力を行うことを切望する。
- ③下水道事業を円滑に推進するためには、住民と情報を共有し相互理解を図ることが重要である。特に下水道使用料改定は、市民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいため、使用者に改定の趣旨や内容等について理解していただけるよう、情報を公開し周知に努めることが必要である。

4 結び

本審議会では、下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくため、適正な下水道使用料について慎重な審議を重ね、基本的な方向性を示した。

本市の下水道事業が、住民及び事業者の理解と協力を得ながら公営企業として不断の経営努力を行い、適正な事業運営を図られるよう強く要望するとともに、将来にわたり安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、その責務を果たすことを期待するものである。

白河市下水道事業審議会 委員名簿

(令和5年2月1日～令和7年1月31日)

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者 (1号委員)	坂上 義之	元白河市建設部長	会長
	池嶋 知与	白河商工会議所女性会副会長	
	近藤 勝広	表郷地域表郷土地改良区事務局長	
	佐藤 直行	大信地区元白河市消防団副団長	
	酒井 良子	東地域ひがし商工会女性部副部長	
施設の使用者 (2号委員)	青木 かおる	公共下水道の使用者	
	鈴木 行男	白河地域農業集落排水の使用者	
	塩田 聡子	表郷地域農業集落排水の使用者	
	菅森 早希子	大信地域農業集落排水の使用者	
	山口 泰夫	東地域農業集落排水の使用者	副会長

審議経過

区分	日時・場所	審議事項
【諮問】 第1回	令和5年11月20日(月) 午後2時30分～ 白河市役所4階全員協議会室	(1) 下水道の役割 (2) 白河市の下水道事業 (3) 下水道事業経営の基本的な考え方 (4) 経営状況と今後の見通し (5) 経営戦略の基本方針
第2回	令和6年2月22日(木) 午後2時30分～ 白河都市環境センター 2階会議室	(1) 使用料改定の算定基準 (2) 使用料体系と改定目標の設定 (3) 段階的な使用料改定の方向性 (4) 使用料体系の改定案
第3回	令和6年5月9日(木) 午後2時00分～ 白河都市環境センター 2階会議室	(1) 答申書素案の検討・作成
【答申】	令和6年7月10日(水) 午前11時00分～ 白河市役所3階第1応接室	答申書の提出